

問Ⅵ - 1 - ⑥（公益目的事業財産）

公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどうすればよいのでしょうか。

答

- 1 公益目的事業財産は、内閣府令で定める正当な理由がある場合を除き、公益目的事業のために使用又は処分しなければならないとされています（公益法人認定法第 18 条、公益法人認定法施行規則第 23 条）。
- 2 国等<sup>（注1）</sup>から特定の公益目的事業を行うために交付された補助金等について、当該公益目的事業の終了その他の事由により<sup>（注2）</sup>当該公益目的事業に使用する見込みがなくなった場合には、もはや公益目的事業財産として法人内にとどめさせる合理的な理由に欠けることとなります。このような場合に、法人の意思決定により当該補助金等を支出元に返還することが、公益目的事業財産の使用又は処分に係る例外である「正当な理由」として公益法人認定法施行規則第 23 条第 3 号に規定されています<sup>（注3）</sup>。
- 3 国等に補助金等の返還に係る経理方法は、一般的には、正味財産増減計算書において一般正味財産増減の部の経常外費用に計上するか、指定正味財産増減の部で直接減額することになると考えられます<sup>（注4）</sup>。また、定期提出書類の別表 H(1)の「1. 公益目的増減差額」については 17 欄（公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額）に記載することが考えられます。

（注 1）国、地方公共団体など公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人が対象となります。

（注 2）「その他の事由」としては、例えば、公益目的事業の実施期間は終了していないものの、当該事業の需要が今後も見込まれず、よって、当該事業に使用するために交付された補助金等を使用する見込みもない場合などを想定しています。

（注 3）平成 26 年内閣府令第 13 号により、公益法人認定法施行規則が一部改正され、第 23 条第 3 号が追加されました。

（注 4）改正後の公益法人認定法施行規則第 23 条第 3 号の対象となる財産は、特定の公益目的事業のために交付された補助金等であるため、当該補助金等は指定正味財産に区分されていることが通常想定されます。補助金等の返還に係る会計処理については、公益法人会計基準等では明示されていませんが、当該事象を反映する会計処理としては、正味財産増減計算書において当該金額を指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の経常外収益に振り替え、同額を経常外費用として処理するか、指定正味財産増減の部において当該金額を直接減額する処理をするのが適当と考えられます。

(参照条文)

公益法人認定法第5条

一～十六 (略)

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 (略)

公益法人認定法第18条 公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)

二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産(財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)

三～八 (略)

公益法人認定法施行規則第23条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一、二 (略) 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合

三 法第五条第十七号に規定する者(以下この号において「国等」という。)からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付した財産(特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。)の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合